



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年7月2日金曜日 第2180号

◇ 目 次 ◇ 告 示

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....	472
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可 申請の概要.....	472
土地改良区役員の就退任の届出.....	473
土地改良区の定款変更の認可.....	473
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	473
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	473
道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....	474
道路の供用開始（ " ）.....	475
道路の供用開始（県道松山東部環状線）.....	475
道路の供用開始（一般国道197号）.....	475

公 告

高齢者実態調査業務の委託.....	475
-------------------	-----

公営企業告示

病院の業務にかかる公金の収納の事務の委託.....	476
---------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第785号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年7月2日から7月15日まで

○愛媛県告示第786号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年7月2日から7月15日まで

○愛媛県告示第787号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置

の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年7月2日

愛媛県四国中央保健所長 廣瀬浩美

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社トーヨ

四国中央市金生町下分1952 - 1

代表取締役 長野 雄二

2 事業場の名称及び所在地

株式会社トーヨ

四国中央市金生町下分1952 - 1

3 特定施設に関する事項

パルプ洗浄施設（マルチウォッシャー）

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号へ パルプ洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり150立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後5日	
使用開始の予定年月日	完成後直ぐ	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 520 最大 617
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,100 最大 3,250
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 42 最大 63
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	全磷（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 4.4
		通常 1,500 最大 1,550

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	6.5
		最大	6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常	43
		最大	62
	浮遊物質(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常	47
	最大	68	
全窒素(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常	20	
	最大	30	
全燐(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常	2	
	最大	3	
汚水等の1日当たりの量(単位:立方メートル)		通常	14,560
		最大	15,000

備考 そのほかに雨水排水口が14箇所ある。

○愛媛県告示第788号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成22年 7月 2日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	保利澄夫	西条市禎瑞540番地

○愛媛県告示第789号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 7月 2日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第790号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成22年 7月 2日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

役員の種類	氏名	住 所	
		変更前	変更後
理事	済川博俊	松山市北土居町138番地	松山市北土居一丁目2番8号
"	八束鹿義	松山市北土居町674番地	松山市北土居四丁目27番27号

監事	宇都宮 耕一	松山市北土居町150番地	松山市北土居二丁目27番23号
----	--------	--------------	-----------------

○愛媛県告示第791号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 7月 2日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	玉乃井 進	東温市田窪1491番地
"	伊藤 順一	東温市田窪146番地3
"	大西 忠雄	東温市田窪1448番地3
"	山内 勲	東温市田窪183番地2
"	東 武則	東温市田窪1386番地
"	池田 和麿	東温市田窪780番地
"	渡部 逸男	東温市田窪1218番地
"	水田 孝義	東温市田窪1171番地2
"	蟹江 輝夫	東温市田窪1617番地
"	海稻 且城	東温市田窪1707番地
"	渡部 定保	東温市田窪1610番地
監事	東 辰己	東温市田窪1386番地2
"	高須賀 建二	東温市田窪1186番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	玉乃井 進	東温市田窪1491番地
"	大西 武弘	東温市田窪1311番地1
"	大西 忠雄	東温市田窪1448番地3
"	伊藤 順一	東温市田窪146番地
"	水田 孝義	東温市田窪1171番地
"	山内 要	東温市田窪1409番地
"	渡部 逸男	東温市田窪1218番地
"	池田 和麿	東温市田窪780番地
"	海稻 且城	東温市田窪1707番地
"	蟹江 輝夫	東温市田窪1617番地2
"	渡部 定保	東温市田窪1610番地
監事	大西安 郎	東温市田窪370番地
"	東 辰己	東温市田窪1386番地2

○愛媛県告示第792号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松前町北伊予土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 7月 2日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 伸	伊予郡松前町大字徳丸636番地
"	弓 立 達 夫	伊予郡松前町大字徳丸1268番地
"	門 屋 勇	伊予郡松前町大字徳丸1167番地 2
"	本 多 正 仁	伊予郡松前町大字中川原584番地 1
"	加 藤 監 一	伊予郡松前町大字中川原270番地 1
"	松 浦 孝 良	伊予郡松前町大字中川原1068番地
"	西 村 廣 武	伊予郡松前町大字出作237番地 3
"	大 西 珍 夫	伊予郡松前町大字出作394番地 2
"	池 内 初 好	伊予郡松前町大字神崎149番地 1
"	水 口 誓 雄	伊予郡松前町大字神崎893番地
"	池 内 求	伊予郡松前町大字神崎369番地 1
"	久津那 浩 明	伊予郡松前町大字鶴吉302番地
"	橋 本 密 雄	伊予郡松前町大字鶴吉1163番地
"	日 野 榮 蔵	伊予郡松前町大字横田354番地
"	高 市 賢 一	伊予郡松前町大字大溝589番地 1
"	古 谷 修 蔵	伊予郡松前町大字永田101番地 2
"	松 田 清 太 郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
監 事	中 村 清 則	伊予郡松前町大字中川原646番地
"	金 子 馨	伊予郡松前町大字鶴吉47番地 5
"	小笠原 盈 喜	伊予郡松前町大字永田102番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	弓 立 文 明	伊予郡松前町大字徳丸1247番地
"	門 屋 勇	伊予郡松前町大字徳丸1167番地 2
"	渡 部 伸	伊予郡松前町大字徳丸636番地
"	本 多 正 仁	伊予郡松前町大字中川原584番地
"	松 浦 孝 良	伊予郡松前町大字中川原1068番地
"	加 藤 監 一	伊予郡松前町大字中川原207番地 1
"	弓 達 武 明	伊予郡松前町大字出作179番地
"	西 村 廣 武	伊予郡松前町大字出作237番地 3
"	水 口 誓 雄	伊予郡松前町大字神崎893番地
"	野 本 忠 雄	伊予郡松前町大字神崎683番地
"	池 内 求	伊予郡松前町大字神崎369番地 1
"	橋 本 密 雄	伊予郡松前町大字鶴吉1163番地
"	金 子 馨	伊予郡松前町大字鶴吉47番地 5
"	日 野 榮 蔵	伊予郡松前町大字横田354番地
"	高 市 賢 一	伊予郡松前町大字大溝589番地 1
"	渡 部 良 重	伊予郡松前町大字永田475番地
"	松 田 清 太 郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地

監 事	弓 立 達 夫	伊予郡松前町大字徳丸1268番地 3
"	池 内 初 好	伊予郡松前町大字神崎282番地 1
"	栗 原 傳	伊予郡松前町大字大溝209番地 1

○愛媛県告示第793号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 7月 2日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 巖 一 郎	松山市土居町1097番地
"	戒 能 明 久	松山市今在家三丁目 4 番28号
"	八 束 鹿 義	松山市北土居四丁目27番27号
"	奥 村 文 男	松山市北井門二丁目 9 番 5 号
"	大 西 征 左 右	松山市東石井六丁目 1 番 5 号
"	平 岡 忠 康	松山市星岡四丁目27番 3 号
"	戒 能 志 俊	松山市今在家三丁目 8 番29号
"	清 水 潔	松山市東石井六丁目15番 2 号
監 事	大 原 静 夫	松山市星岡四丁目25番23号
"	宇 都 宮 耕 一	松山市北土居二丁目27番23号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 巖 一 郎	松山市土居町1097番地
"	戒 能 明 久	松山市今在家三丁目 4 番28号
"	八 束 鹿 義	松山市北土居四丁目27番27号
"	奥 村 文 男	松山市北井門二丁目 9 番 5 号
"	大 西 征 左 右	松山市東石井六丁目 1 番 5 号
"	大 原 克 臣	松山市星岡四丁目19番25号
"	戒 能 志 俊	松山市今在家三丁目 8 番29号
"	清 水 潔	松山市北土居一丁目 2 番 8 号
"	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番 7 号
監 事	大 原 静 夫	松山市星岡四丁目25番23号
"	宇 都 宮 耕 一	松山市北土居二丁目27番23号

○愛媛県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成22年 7月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	砥部伊予山線	伊予郡砥部町川井1393番 2 から 同町川井1400番 2 地先まで	旧	メートル 5.2 ~ 12.0	キロメートル 0.085	
			新	15.0 ~ 26.4	0.085	

○愛媛県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 7月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町川井1393番2から 同町川井1400番2地先まで	平成22年 7月 2日

○愛媛県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 7月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市鴨川三丁目603番68から 同市鴨川二丁目635番4まで	平成22年 7月 2日

○愛媛県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 7月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3293番3から 同町宇和川3292番2まで	平成22年 7月 2日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成22年 7月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
高齢者実態調査業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
高齢者実態調査業務一式
- (3) 委託業務の内容等
仕様書による。
- (4) 委託期間
契約日から平成23年 3月24日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
仕様書による。
- (6) 入札方法

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 委託業務と同程度の調査業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

- (4) 平成20・21・22年度競争入札参加資格審査申請書の様式第3号競争入札に参加を希望する営業種別の詳細に「9 その他」、営業種目に「25 調査・研究・検査」を記載した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長寿政策係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2446
- (2) 入札書の受領期限
開札の日時に開札の場所へ持参して提出、又は平成22年8月18日(水)午前10時まで(必着)に(1)に掲げる場所に郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページよりダウンロードする。
- (4) 開札の日時及び場所
平成22年8月18日(水)午後2時00分
愛媛県庁第二別館3階 保健福祉部会議室
- (5) 入札書の提出方法
持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を確実に履行できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限:平成22年8月2日(月)午後5時00分
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を確実に履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Survey on demands of Senior Citizens for nursing care etc , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 18 August 2010
(tenders submitted by mail: 10:00 a.m . , 18 August 2010)
- (3) For further information , please contact: Senior Citizens Welfare and Care Division , Quality of Life Subdepartment , Health and Welfare Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2446

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年7月2日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

- 1 委託した事務の範囲及び内容
愛媛県立中央病院の駐車場使用料金の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
愛媛ホスピタルパートナーズ株式会社 愛媛県松山市末広町7番地
- 3 委託期間
平成22年4月17日から平成25年3月31日まで